

## 美術館・博物館・文学館の評価基準について

平成 25 年 1 2 月 文化振興課

### 1 前回部会での議論概要

#### ・自然史博物館

校外学習は年に 1 回という学校もあり、自然史博物館にも来て欲しいが限界を感じる。学芸員や普及員が学校に行って話をする方法もあるが、事前の打ち合わせ等にも時間がかかり、あまり増やすと館での受入れを減らすことになってしまう。**参加人数だけでみれば館で受け入れた方が効率的なので、こうした活動の成果は反映されない。どう説明したら質を成果に反映させることができるのか、その手法を知りたい。**

#### ・委員

市町村との連携の前提となる 5 館自体の連携の工夫、学校現場との実質的な連携の手法、**入館者以外の評価基準のあり方と説得力、施設へのアクセスの問題などは、次回以降の課題としたい。**

### 2 博物館における評価について

#### (1) 博物館法【平成 21 年 6 月 11 日改正】

##### (運営の状況に関する評価等)

第 9 条 博物館は、当該**博物館の運営の状況について評価**を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (2) 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 23 年 12 月 20 日 文部科学省告示第 165 号）

##### (基本的運営方針及び事業計画)

第 3 条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

##### (運営の状況に関する点検及び評価等)

第 4 条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、**各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努める**ものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

### 3 他県の事例について

- ① 静岡県立美術館
- ② 東京都写真美術館
- ③ 山梨県立博物館
- ④ 大阪市立自然史博物館